



# 「三鷹市開発事業に関する指導要綱」の改正(案)にご意見をお寄せください

☎まちづくり推進課☎内線2816



市の重要な政策を策定する際に、原案を公表し広く市民のみなさんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定すること。

市では、市内で開発事業を行う事業者に対して、公共施設や公益的施設の整備に関して必要な指導を行い、その協力を得て住みよいまちづくりを推進し、良好な都市環境を創出することを目的として、「三鷹市開発事業に関する指導要綱」を定めています。現在、大規模な土地に共同住宅が建設され、局地的に人口が増加することで起こるさまざまな影響が課題となつていきます。そこで、この影響による課題の軽減を図るため、同要綱の改正を行います。改正する要綱の案について、みなさんご意見・ご要望などをお寄せください。

## ◇改正の目的

企業が所有するグラウンドや工場など大規模な土地が売却されると、その跡地の多くには、マンションなどの集合住宅が建設されます。大規模な開発事業が行われると流入する人口も多くなり、上下水道、道路などの公共施設の負担が増加し、子育て支援施設が不足することで待機児童が増加するなどの影響が予想されます。そこで、一定以上の規模の開発事業に対し、子育て支援施設の設置について市との協議を義務付けることや、まちづくり協力の額を増額することで、住環境への影響の軽減を図ります。

## ◇改正内容

### (1)対象となる事業

三鷹市まちづくり条例に基づく手続きを行う日以前3年以内に一団の土地であった面積5,000㎡以上の土地の全部または一部、あるいは面積5,000㎡以上の事業施行区域で、①計画戸数100戸以上の共同住宅(長屋を含む)または延べ床面積10,000㎡以上の事務所などの建築。②計画戸数100戸以上の共同住宅(長屋を含む)の建築および宅地の開発行為。

### (2)子育て支援施設について

(1)の①に該当する事業を行う場合、子育て支援施設の設置について、あらかじめ市と協議することとします。ただし、開発事業区域に地区計画が指定されている場合は除きます。

### (3)まちづくり協力金について

(1)の②に該当する事業を行う場合、まちづくり協力金の金額を従来の1戸あたり100,000円から200,000円に増額します。ただし、開発事業区域に地区計画が指定されている場合または子育て支援施設を設置する場合は除きます。

## ◆ご意見・ご要望をお寄せください

平成23年1月11日(火)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、直接または郵送・ファクス・電子メールで「〒181-8505 三鷹市まちづくり推進課」☎46-4745・machidukuri@city.mitaka.tokyo.jp  
※案の全文は、市ホームページのトップページから「パブリックコメント」をご覧ください。また、まちづくり推進課(市役所5階53番窓口)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、市民協働センターでも配布します。  
※この要綱は平成23年2月上旬に改定し、その後、周知期間を経て平成23年4月1日に施行予定です。

# 障害者控除 医療費控除の証明書を発行します

確定申告などで控除を受ける方に、控除を証明する書類を発行します。発行には1週間程度かかります。証明書類は申請者宛に郵送します。

## ◆65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除認定書

65歳以上で、要介護・要支援認定を受けている方

※身体者障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は申請の必要はありません。

## ◆おむつに係る費用の医療費控除確認書

①・②すべてに該当する方

①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

②要介護・要支援認定の通知を受けていて、寝たきりで尿失禁などの可能性が確認できる方

※初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師によるおむつ使用証明書の提出が必要です。

※確定申告などには、おむつ代の領収書も必要です。

申請は市役所1階12番窓口☎内線2624へ  
※申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

# ひとり親医療証を郵送します

☎子育て支援課☎内線2751



平成23年1月1日から使用するひとり親医療証(桃色)を、12月末までに郵送します。現在使用中の医療証(藤色)は、子育て支援課(市役所4階43番窓口)、市政窓口へ直接または郵送で返却してください。

◆離婚や死別などの理由でひとり親である、また配偶者が重度の障がいを持っている状態の方で、18歳に達する日以降の最初の3月31日(中程度以上の障がいを持つ児童は20歳の誕生日の前日)までの児童を養育している家族

※過去に所得制限超過により該当しなくなった方で、再度該当するようになった方も申請が必要です。

◆印鑑、健康保険証、戸籍謄本(児童扶養手当を受給されている方は不要)、平成22年1月2日以降に転入した方は、平成22年度課税証明書を持参し子育て支援課へ

## ◆ひとり親医療証とは

医療機関の窓口健康保険証と一緒に提示することで、保険診療の自己負担分の一部、または全部が無料になる制度です。交付を受けるには申請が必要です(所得制限あり)。

# AED(自動体外式除細動器)を市内すべての交番・駐在所などに設置しました

☎防災課☎内線2283

AEDは心臓まひを起こして倒れた人に電気ショックを与え、心臓の働きを正常な状態に戻す医療機器で、操作方法を音声ガイドしてくれるため特別な資格や専門知識がなくても使用できます。市内でもAEDを使用して蘇生に成功した例が複数報告され、高い救命効果が実証されています。

このたび三鷹警察署では、同署をはじめ市内の交番(11カ所)、駐在所(4カ所)、地域安全センター(2カ所)にAEDを設置しました。市でもすでに市役所、市政窓口、市立小中学校、コミュニティセンター、スポーツ施設、福祉施設などへAEDを設置し、今年度は民間事業者にご協力いただきコンビニエンスストア(ローソン井の頭5丁目店)にも設置しました。今後も安全・安心のまちづくりを目指し、AEDの設置と操作方法の普及啓発に取り組んでいきます。

# 歳末消防特別警戒を 実施しています

「消したかな」あなたを守る 合い言葉(全国統一標語) 「住警器頼れる我が家の 見張り番」(東京消防庁統一標語)

三鷹市消防団では、12月13日(月)～31日(金)「歳末消防特別警戒」を実施し、午後7時～10時に市内の夜間巡回広報と警戒を行っています。

火災を防ぐには一人ひとりの心掛けが大切です。左記の点に注意して悲惨な火災を防ぎましょう。

◆ストーブの周りに燃えやすい物を置かないなど、暖房器具の取り扱いに注意

◆調理中は調理器具から離れず、少しでも離れる場合は必ず火を消す

◆年末の大掃除では、家具などの裏のコンセントプラグも掃除

◆ゴミや古新聞などは決められた時間に出し、家の周りに燃えやすい物を置かない

◆外出前や就寝前には必ず火の元を確認

☎防災課☎内線2284